

古田史学の会・東海

東海の古代

第159号 平成25(2013)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続いて「天鳥船、天鶴船、天磐船」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 先達の知見

天鳥船、天鶴船、天磐船 (2)

—鳥を舶載する、
アウトリガー・フロート付き外洋航海船—

京都市 黄 当時

3. 諸手船

こうして、天鳥船、天鶴船、天磐船、が、アウトリガー・フロートを持ち、陸地や島の方向を確認するための鳥を舶載する船舶、という意味であることがわかった。

さて、天鶴船は亦名であり、元の名は、熊野の諸手船、であった。校注者は、「熊野の諸手船」に

熊野の木材で造船した、櫂を両舷に多く付けて漕ぐ船。早く走る船。この熊野は島根県八束郡熊野神社の熊野とも和歌山県の熊野ともいうが、木材の産地ということからみて後者か。

(小学館版『日本書紀』①、p. 117頭注21)

と頭注を付している。

櫂が多い、とか、漕ぐ、とかが、どうしてわかるのか、明白ではない。恐らく、船のことだから櫂を使うはず、漕ぐはず、位の発想で解釈しているのであろう。また、早く走る、は、先の「天鶴船」に付した頭注

天上を鳩のように早く飛ぶ意。「鶴」は享和本『新撰字鏡』に「也万波止」。記は天鳥船神を遣わす。

(小学館版『日本書紀』①、p. 117頭注22)

との整合性を考慮して書いたものであろうが、鶴がさして速く飛ばない鳥であることは前述の通りである。速度の速さを比喻したければ、速く飛ぶ(と多くの人が考える)他の鳥の名に言及するのが普通であろう。

櫂は、一般に、水を掻いて水面上の船舶を進める道具であるが、天上でも有効なのであろうか。二つの頭注の解釈に従えば、熊野の諸手船は水上用の船、天鶴船は天上用の船、ということになるが、同じものであるのに、用途にこれほど大きな乖離があることはどう説明するのであろうか。

校注者は、字面に基づいて適当に何か書いておけばよい、どのみち解けることはあるまい、という程度の発想で解釈を施した可能性があるが、字面に基づいて適当に何か書くという程度では、誰にとっても、さほど理解の助けにならないのではないだろうか。

『日本国語大辞典』は、諸手船を、

(「もろた」は諸手または両手の意)

- ①多くの櫓のついた早船または、二挺櫓の早船。
- ②島根県八束郡にある美保神社の諸手船神事に用いるくり舟

と説明し、また、諸手船神事の項で、

船員船子らが^{くすのき}樟をえぐったくり舟に乗り、海岸で神官が擬装した事代主神に拍手をし^{かい}櫓で六回港内をこぎ競う

(『日本国語大辞典』第二版、第十二巻、p. 1413)

と説明している。

茂在寅男氏は、「諸手」の字を「モロタ」と読ませているが「モ・ロト」の当て字ではないか、と考えた。ポリネシア語では、「ロト」は「内海」であり、「モ」は「・・・に使うためのもの。何々用の」であるから、「モ・ロト」は「中海用の」という意味になる、というわけである。個々の単語の意味は、そうではあるが (mō for; for the use of と roto lake; swamp) ^{*1}、茂在氏は、「ロト」という単語に拘泥するあまり、直感的にも、「モロ・タ」で意味を切り分ければよいところを「モ・ロト」と切り分けてしまった^{*2}。

茂在氏は、諸手船に関する最も信頼できる情報として、その著書に美保神社社務所発行紙『美保』(昭和54年9月20日版)の「素朴ななかに精緻な技法・刳舟の倂保つ諸手船」を引用しているので、ここに再録し、目を通しておきたい。

船体は、大きな^{もみ}椀材の中を刳った二本のオモキ(主材)を、胴部がふくらんだ凹円形になるように漆で接合し、船釘で止めてある。さらに船首にツライタ、船尾にトコイタを張り、両舷側を二本の太い船梁で支え、がんじょうな構造をなしている。

諸手船は、本来^{くす}樟材の単材式刳舟であったと伝えられているが、用材が不足し、二本のオモキを接合する方法、オモキとオモキの間に補助材(チョウ)を入れる造船法となり、用材も樟から椀に変わってきた。

しかし、・・・。

現在の諸手船が古型の刳船のおもかけをよく保持し、耐波性・高速性および乾湿に耐えることに工夫されていると認められるのは、たとえ古風に見えても、優れた技法によるものと注目しなければならない。

諸手船の・・・。

諸手船の名称については諸説あって、目下のところ、「諸人の手によって漕がれる船」の意で、原始的な刳舟から、あるていど進んだ構造船とする見方が有力である。文献上の諸手船の最古の例は、日本書紀の国譲りの条にみえる、熊野諸手船である。

(『日本語大漂流』 p. 198~200)

オモキとは、「主木」のことで、「丸木船」の一種である。一本の丸木でこれだけの用材を求めるのは困難であるため、二本の丸木を準備し、一本で船を縦割りにした半分だけを刳り抜いて作り、もう一本で対称の形のオモキを作り、この二本のオモキを接合して、船底を含む船体の大部分を形作り、これに、船首にはツラ板、船尾にはトモ板を付け、さらに船バリ、船ブチの取付けをして形を作り上げる。船の寸法は、約6メートルが標準である。^{*3}

茂在氏は、船舶に対する深い造詣に助けられて、諸手船は中海用の船である、と一見無難に結論づけたが、それを導き出した言語的考察が間違っていることは、指摘し、正しておかねばならない。

この問題を解くには、言語の知識がもう少し必要である。具体的には、極めて簡単なことであるが、カヌーを、ハワイ語でカウ (kau) と呼び、マオリ語でタウ (tau) と呼ぶ、ということを手頭に入れておけばよい。^{*4}

「諸手船」の「手」は、手 (tau) という名の船であり、「船」は理解を助けるための類名である。そして、「諸」とは、「^{てい}しっかりと結びつける」の意味である (molo. vt. to tie securely) ^{*5}。全体で、オモキを厳重に連結してできた手 (tau)

*1 それぞれ、A. W. Reed & Timoti Kāretu, Ross Calman p. 45, p69, (2001) 参照。

*2 『日本語大漂流』 p. 201、及び『歴史を運んだ船』(茂在寅男、東海大学出版会、1984. 7) p. 71~73参照。

*3 『日本語大漂流』 p. 204、及び『歴史を運んだ船』(茂在寅男、東海大学出版会、1984年7月) p. 76~77 参照。

*4 「ポリネシア語で解く日本の地名・日本の古典・日本語の語源」(<http://www.iris.dti.ne.jp/~muken/intro3.htm#>) 入門篇 (その三) 参照。

*5 Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986 p. 252

という船、の意であることは、おわかりであろう。^{*1}

ここで、言語的考察が一部間違っているが、茂在氏が船材について述べた文章をもう一つ見ておきたい。

…アマノイワフネとは、ポリネシア語的に解釈すれば、「アウトリガー付きカヌーの鳥船」ということになる。

かんたんに鳥船と書いてしまったが、前にも述べたように、むかしの航海術では鳥を切り離して考えられなかったらしい。福岡県の^{めずらしづか} 珍塚古墳の壁画には、船首に鳥がとまっていることや、「日記」には数多くの「鳥船」の語が出てくるので、おいおい理解されるものと思う。

つぎに『古事記』の「鳥之磐楠船」についてである。『古事記』には、つぎのように出てくる。^{とりのいわ}「鳥之石楠船神、またの名は天鳥船といふ」

天鳥船についてはつづいて述べるが、この「楠船」が問題である。私は現在の段階では、あとであげる各種言語の混交合成の例から、これを日本語の楠で造った船と考えている。ひとつには「楠」の字がそれ自体、「クスノ木」という強い意味を指し示すこともあり、楠が船材に適していることもあって、右のように考えるしだいである。

したがってイワを「鳥」とポリネシア語義で解釈すれば、「楠製の鳥船」となる。ただしこのとき、正確にはトリノイワクスブネであるから、「トリの楠製の鳥船」となって、鳥が二重になってしまう。

このようなことは、…。

しかしここで、さらにもう一段深く掘りさげた考察も、できるのではないだろうか。私はトリという表音に注目したのである。

古代ポリネシア語で「トリ(TOLI)」というのは、現代ハワイ語では「コリ(KOLI)」に変化している。そ

の意味は「木や蜜柑の皮をむく。木の表面を薄くけずって形を整える」という意味である。

この解釈でいくと、「トリノイワクスブネ」は「楠の表面をけずって形を整えた船」という翻訳も成り立つ。このかぎりでは少なくとも、「磐の船」とか「石の船」など、水に浮かべる実用船としてありえない解釈よりも、よほど現実性がある。

また、「磐のように堅い楠」などもありえないのである。楠の木には楠の木独特のやわらかさがある。最後まで残っている。コクタンやリグナンバイタという木ならばともかく、あくまでも「磐のように堅い」の形容は、楠に関するかぎり不自然と考えるが、読者のご意見はどうであろうか。

こうなると、イワクスブネの別名「アマノトリフネ」は、「きをけずって造ったアウトリガー付きカヌー」となって、これもたいへんスムーズである。とくに無理のない解釈であろう。

(『日本語大漂流』 p. 62～64)

どこが間違っているか、おわかりになったであろうか。

原文で確認するとわかりやすいが、茂在氏が、鳥が二重になってしまう、と誤解した個所において、「トリノ」は、「フネ」にかかっているのではなく、「イワ」にかかっている（「鳥之□□船」ではなく、「鳥之石□□」である）。言い換えれば、「トリノフネ」という意味ではなく、「トリノイワ」という意味なのである。

茂在氏は、

toli (koli, vt. To whittle, pare, sharpen, peel; to trim, as a lamp or the raveled edges of a dress; to shave, as hair) ^{*2}

という単語に拘泥するあまり、「木や蜜柑の皮をむく。木の表面を薄くけずって形を整える」という意味を提示しながら、トリノイワクスブネのト

^{*1} 類名を付さない諸手は、少し異なる表記で地名にその痕跡を残しているようである。高知県の室戸岬(崎)は、(近辺の海上で) 門扉や襖障子がよく見られたことからそのような地名ができたのではなく、(近辺の海上で) 室戸(諸手、諸手船=天鵠船)がよく見られたことからそのような地名ができたのであろう。室見川(むろみがわ)は、福岡県の主に福岡市を流れ博多湾に注ぐ河川であるが、その川から部屋や建物がよく見られたことから、そのような名前が付いたのではなく、その川では室(室戸、諸手、諸手舟)がよく見られたことから、そのような名前が付いたのであろう。室という言い方は、パトロールカーがパトカー、さらにカーのつかないパトに略されたようなものと考えればよいであろう。異文化の言語は新たな文字表記をする時に揺れが生じやすい。同じ音声を書き記していても、例えば、レポートやリポート、グランドやグラウンド、ヘレやヒレ(肉)のように表記に揺れが生じるのである。室戸と諸手もそのようなケースと考えてよいのではないだろうか。宣教師たちが、後世、ローマ字でmolo tauと表記したポリネシア語を、古代日本の知識人たちは、早くに漢字で室戸や諸手と書き記したのであろう。

^{*2} Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986 p. 163

リを「楠の表面をけずって形を整えた」と解釈したり、アマノトリフネのトリを「きをけずって造った」と解釈してしまった。

私たちは、既に、天鳥船、天鶴船、天磐船、の三船の意味構造を解いている。天鳥船の鳥は、文字通り、鳥なのである。

茂在氏が、天鳥船の意味と他船の名称の意味とを整合的に捉えられなかったことは、惜しいことであるが、それ以上に惜しまれるのは、「木の表面を薄く削る」程度では、よほど良形の木を見つけてこない限り船は滅多に造れないこと位は承知のはずであるのに、その知識を検証に応用しなかったことである。茂在氏は、天鳥船は木を削って造るが、天鶴船や天磐船は木を削らずに造っている、とか、天鳥船にとって木を削ったことは重要だからわざわざ言及しているが、天鶴船や天磐船にとって木を削ったことは重要ではあるものの一々そのことに言及していないだけである、と考えているのであろうか。

「磐」は、適切な言語の知識がなければ、「^{いわ}磐」と誤解するのは必至であるが、実は、『記』『紀』の一部の単語には、そのような誤解を避ける工夫が凝らされているのである。「^い鳥之^い石楠船」、「^い鳥磐^い櫂樟船^い」*1という表記は、「石/磐」を石や岩の「石/^い磐」ではなく鳥の「^い石/^い磐」にどうあっても紛れなく理解してもらうために、冗長と承知の上で、「鳥之/^い鳥」という情報を敢えて冠したものであるが、後人は、書かれたことの意味を見て取ることができなかった。

情報には、一般に、目で受容するもの（以下、視覚情報）と耳で受容するもの（以下、音声情報）の二種がある*2。時空を越えた情報の伝達には、電話やテープレコーダがない時代にあつては、視覚情報を使うしかないが、視覚情報は、さらに、文字情報と非文字情報（図像や造形など）に大きく分けられ、文字がなかった頃は、非文字情報が利用された。

唐古・鍵遺跡（奈良県磯城郡田原本町）の弥生

土器の線刻舟の前方には鳥が描かれている。東^{ひがし}殿^{とのづか}塚古墳（奈良県天理市）の円筒埴輪には、三隻の大型船の線刻画が描かれ、2号船は、船先に鳥が描かれている。珍^{めづらしづか}敷塚古墳（福岡県浮羽郡吉井町）の壁画には、船先に鳥が大きく描かれている。

古代の日本において、一部の情報は、非文字情報と音声情報の二種の媒体で伝達されている。このケースで言えば、人々は鳥を船に乗せて航海した、という情報が、土器や壁画に彫られた非文字情報と、語部によって代々引き継がれ、後に『記』『紀』などの文字情報に変換された音声情報に共通して保存されているのである。

古代日本語において、このような、鳥を舶載する船舶は、他にもあるのであろうか。

九州王朝の遣唐使（その1）

名古屋市 佐藤章司

1. はじめに

『日本書紀』推古天皇15年（607年）の大礼小野妹子の遣隋使（本来は推古27年の遣唐使*3）から天智天皇8年（669年）の小錦中河内直鯨までの遣唐使は九州王朝の遣唐使であつて、『旧唐書』日本国伝の長安3年（703年）の粟田朝臣真人の遣唐使、『日本書紀』対応では大室元年（701年）が大和朝廷の初めての遣唐使だった、との認識を得たので報告する。

2. 咸亨元年（670年）の遣唐使

咸亨元年(670年)使を遣わせて高麗を平定することを賀す。
（『新唐書』日本伝*4）

*1 それぞれ、『古事記』（上巻）、『日本書紀』（神代上、第五段、一書第二）。

*2 触覚情報に、アン・サリバンがヘレン・ケラーの手に字を書いたことや点字がある。

*3 推古15年の遣隋使：拙著『日本書紀』の中国史料収集時期考（『東海の古代』146号、平成24年10月）参照。論考は、推古15年の遣隋使は本来12年後の推古27年の遣唐使であるとする論。

*4 現代語訳は『九州王朝の論理』（古田武彦・福永晋三・古賀達也著、明石書店、2000年5月）史料編より引用。

上の記事は『旧唐書』の倭国伝や日本国伝に記載がないが、希薄であった、倭国と唐との外交内容からいっても、隋時代からの外交からいっても、これに先立つ唐による百濟滅亡^(注1)や白村江の海戦の相手国であり、脅威に感じこそすれ、唐のために「高麗の平定（高句麗の滅亡668年）」を祝賀することはないであろうと思うのだが、この時の朝貢意図は百濟救援時や白村江の海戦で、数多くいたであろう行方不明者等の把握にあったのではなかろうか。

『唐会要』倭国伝に

咸亨元年(670年)三月、遣使が高麗の平定を賀し、以後は続いて朝賀に来る。……

（『唐会要』巻99 倭国）

と記している。この『唐会要』は倭国（巻99）と日本国（巻100）をきっちりと書き分けていて、倭国のこととしているから、これは大和王朝からの遣使ではなく、倭国すなわち九州王朝からの朝貢で間違いなかろう。

天智天皇9年（670年）前後に『日本書紀』に「高麗の平定（高句麗の滅亡668年）を祝賀する」旨の遣唐使の派遣を検討すると、天智天皇8年（669年）

この年、小錦中河内直鯨らを大唐に遣わせた。

（講談社学術文庫『日本書紀』234頁）

と、簡単に記述されているが、この669年に倭国を出発し、670年3月に唐に着いた遣唐使であろう。この時の遣唐使派遣に高麗の平定（高句麗の滅亡668年）の祝賀、筑紫君薩野馬らの解放要請等の、唐との外交交渉の記事の記載がないが、『日本書紀』編纂者が知らなかったのではなくて、「九州王朝存在の隠蔽」の意図を持って、「咸亨元年(670年)の遣唐使」関連記事は上のような、「この年、小錦中^{*1}河内直鯨らを大唐に遣わせた」と、いとも簡単な記述のみを載せている。九州王朝の史書（例えば『日本紀』）からの盗用の結果であろう。

本来は、大使・副使・通訳・学生・学問僧などを伴った遣唐使だった。そう推定させるもの

に、次の①～⑦記事がある。

①天武13年（684年）12月6日の条

唐に派遣される留^{ママ}学生の土師宿禰甥・白猪史宝然及び百濟の戦役の時、唐に捕えられた猪使^{いのつかい}遣首・筑紫三宅連^{とくこ}得許が新羅を経由して帰国した。新羅は大奈末金物^{だいなまつかんもつぬ}儒を遣わして、甥らを筑紫に送^{●●}って来た。

（下線及び黒点は筆者。講談社学術文庫『日本書紀』下、301頁）

遣唐使の一員として唐に渡っていた土師宿禰甥・白猪史宝然は天智天皇8年（669年）の遣唐使大河内直鯨の一員だったはずだ。684-669=15年間の留学期間であった。その経歴を請われ、文武4年（700年）の律令の撰定のメンバーに選ばれたのであろう。出発時に20才だった、とすれば30年後の律令撰定時には50才頃になっていた。この時の冠位は九州王朝の制度の勤広参。和銅2年（709年）正月、正6位上から従5位下に昇叙した。すなわち、この人物は滅亡した九州王朝から新興の大和朝廷に転進を果たした、と云うことになる。東アジアの視点に立って、今風に云えば『旧唐書』で云う倭国から日本国に再雇用（転進）を遂げた、と云えるだろう。

②天武14年（685年）3月14日の条

金物^{こんもつぬ}儒に筑紫に饗を賜わり、筑紫から帰途についた。……

（講談社学術文庫『日本書紀』下、234頁）

③持統4年（690年）9月23日の条

大唐に学んだ学問僧智宗・義徳・淨願は兵士の筑紫^{●●}上妻郡(八女郡)の大伴部博麻が新羅の送使^{だいなま こんこうくん}大奈末金高訓らに従って、筑紫に帰国した。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、327頁）

大唐に学んだ学問僧智宗・義徳・淨願は遣唐使大河内直鯨の一員だった、と思われる。

約20年間、唐で仏教を学んで帰国したことになる。

*1 小錦中：冠位26階位の内11階位である。冠位26階位は天智天皇3年（664年）制定されたとしているが、九州王朝の制定した冠位制度である。

④同年（690年）10月の条

十日、大唐の学問僧智宗らが京師^{●●}についた。

十五日、使者を遣わして筑紫大宰河内王らに詔して「新羅の送使大奈末金高訓らの饗応は学生土師宿禰^{だいなまこんこうくん}らを送って来た送使の饗に準ぜよ。……」といわれた。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、327頁）

①～④から新羅の送使は筑紫のみの滞在で難波や大和（飛鳥浄御原宮）には行くことなく、筑紫での饗応となっている。この饗応状況から京師は筑紫となる。即ち、持統4年（690年）には九州王朝の王都は筑紫ある、となろう。

⑤同年（690年）10月22日の条

兵士、筑後国上陽^{かみつやめのこおり}咩郡（上妻郡）の人、大伴部博麻に詔して「齐明天皇の七年（661年）、百濟救援の役で、おまえは唐の捕虜とされた。天智天皇の3年になって、土師連富杼^{はじほど}・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝の子の四人が、唐人の計画を朝に奏上しようと思ったが、衣食も無いため京師まで行けないことを憂えた。その時、博麻は土師富杼らに語って『自分は皆と一緒に朝のもとに行きたいが、衣食も無い身で叶わないので、どうか私を奴隷に売り、その金を衣食にあててくれ』といった。……」

（講談社学術文庫『日本書紀』下、327頁）

大伴部博麻と土師連富杼^{はじほど}の関係から、筑紫君薩夜麻は齐明天皇7年（661年）の百濟救援から天智天皇2年（663年）白村江の海戦の間に唐の捕虜になり約8～10年間の捕囚生活を送ったことになる。天智天皇10年（671年）に解放され、帰国する小錦中河内直鯨^{あたひ}らの九州王朝の遣唐使や唐の使者の郭務悰等らと共に筑紫に帰還している。天智天皇10年（671年）は九州王朝の時代であったことになる。

⑥同年（690年）11月7日の条

送使金高訓らにそれぞれ物を賜った。

⑦同年（690年）12月3日の条

送使金高訓らが帰途についた。

（2件、講談社学術文庫『日本書紀』下、328頁）

（注1） 百濟滅亡

・（齐明天皇6年〈660年〉）百濟の王義慈、その妻恩古、その子隆、その臣佐平千福・国弁成・孫登ら、すべて五十人余、秋七月十三日、蘇將軍のために捕えられ唐に送られた。……

（講談社学術文庫『日本書紀』下、214頁）

・顕慶5年（660年）左衛大將軍、蘇定方、兵を統べて之を討ち、大いに其の国を破る。義慈、及び太子隆、小王孝演、偽將58人等を虜にし、京師に送る。上、責めて之を宥す。……

（『旧唐書』百濟伝^{*1}）

この情報が倭国に伝わり、倭国にも攻め込んでこないかと、恐怖と怒りとなったと思われる。必然的に倭国の防御体制の見直しが生じたであろう。百濟出兵の動機となった。

（注2） 百濟救援

齐明天皇7年（661年）8月条に、前軍の將軍大花下^{*2}安曇比羅夫連・小花下河辺百枝臣・後軍の將軍大花下阿倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石・大山下狭井連檳榔・小山下秦造田来津らを百濟救援のため、倭国の人質であった百濟王子豊璋を百濟王にしたうえ、5千人を随行させ派兵した。倭国・百濟の連合軍の倭国側の最高責任者が筑紫君薩夜麻であり、倭国（九州王朝）の皇太子又は皇子であったであろう。百濟国王との位取からは皇太子がより一層妥当であろう。百濟救援とは齐明天皇6年（660年）に滅亡した百濟を復興させる要請に対する軍事支援である。

この百濟救援が通説どおり、大和王朝であるとすれば、大海人皇子や大友皇子が出陣していない。不審である。くどくなるが、このことから、唐・新羅対百濟・倭国戦の倭国とは九州

*1 現代語訳は『九州王朝の論理』史料編より引用。

*2 下線を記した冠位は、九州王朝の冠位制度（「冠位19階」）である。なお、『日本書紀』では大化5年（650年）に制定されたとしている。

拙著「九州王朝の『評と冠位』考」（『東海の古代』第150号、平成25年2月）参照。

王朝である。

本稿は、咸亨元年(670年)の遣唐使についての検証であるので、百濟救援については別途詳論したい。

「東海の古代」154号(平成25年6月)に引き続いて、「藤原京と新益京」を掲載します。

藤原宮と新益京 その2

名古屋市 石田敬一

私は、久しぶりに、今年の1月に藤原宮跡地を訪れました。不意に、現地に立って藤原宮と新益京を実感したいと思立ち、車を走らせました。いろいろ見たくなくて、結局、2泊3日、現地に滞在することになったのです。

『日本書紀』には、藤原宮や新益京に関して次のように記事がみられます。

A 《天智天皇七年(六六八)二月戊寅【二十三】》

二月丙辰朔戊寅 立古人大兄皇子女倭姫王為皇后遂納四嬪 有蘇我山田石川麻呂大臣女 曰遠智娘(或本云美濃津子娘)生一男二女 其一日大田皇女 其二日鷺野皇女 及有天下居于飛鳥淨御原宮 後移宮于藤原 其三日建皇子 啞不能語(或本云遠智娘生一男二女 其一日建皇子 其二日大田皇女 其三日鷺野皇女 或本云蘇我山田麻呂大臣女曰芽淳娘 生大田皇女与娑羅々皇女) 次有遠智娘弟 曰姪娘 生御名部皇女与阿陪皇女 阿陪皇女 及有天下居于藤原宮後移都于乃樂 (下線は石田による)

(岩波版『日本書紀』下^{*1}、367・369頁)

B 《持統四年(六九〇)十月壬申【二十九】》
壬申 高市皇子觀藤原宮地 公卿百寮從焉

C 《持統四年(六九〇)十二月辛酉【十九】》
甲寅 天皇幸吉野宮 丙辰天皇至自吉野宮
辛酉 天皇幸藤原觀宮地公卿百寮皆從焉
(持統4年条：岩波版『日本書紀』下、507頁)

D 《持統五年(六九一)十月甲子【二十七】》
甲子 遣使者鎮祭新益京
(岩波版『日本書紀』下、511頁)

E 《持統六年(六九二)正月戊寅【十二】》
戊寅 天皇觀新益京路

F 《持統六年(六九二)五月丁亥【二十三】》
丁亥 遣淨広肆難波王等鎮祭藤原宮地

G 《持統六年(六九二)六月癸巳【三十】》
癸巳 天皇觀藤原宮地
(持統6年条：岩波版『日本書紀』下、513・515・517頁)

H 《持統七年(六九三)八月戊午朔》
八月戊午朔 幸藤原宮地
(岩波版『日本書紀』下、522頁)

I 《持統八年(六九四)正月乙巳【二十一】》
乙巳 幸藤原宮即日還宮

J 《持統八年(六九四)十二月乙卯【六】》
十二月庚戌朔乙卯 遷居藤原宮
(持統8年条：岩波版『日本書紀』下、525頁)

Aの藤原に関する記事については、「藤原宮と新益京 その1」において、すでに述べたところですが、簡単に復習すると、「後移宮于藤原」は、「後に藤原に宮を移す」の意味であり、決まり文句の「遷都」ではなく「移宮」の文句が使われ、具体的には、飛鳥淨御原宮を藤原宮に宮を移すという意味であり、都ではなく宮を「移す」という語句「移宮」は、飛鳥の地内を

*1 岩波版『日本書紀』下：日本古典文学大系『日本書紀』下(岩波書店、昭和40年7月)。

宮が移動したという現地状況によく合致しています。また、「移都于乃樂」では、「及^な樂^らに都を移す」の意味で「移都」の文言が使われ、具体的には、新益京^{あらましのみやこ}から北の平城京へ都を移すということであり、この「移都」も、現地状況によく合致しています。「移宮」も「移都」も適切な語句であると思いました。

さて、今回は、B以下の記事について内容を確認します。

Bでは、太政大臣として高市皇子が藤原宮の地を觀て、Cでは、その2ヶ月後に持統天皇が藤原宮の地を觀覽したと記述されます。

「藤原宮の地」とあることから、建物の建設状況ではなく、藤原宮の建物を建てる建設予定地の視察ということでしょう。Bは、高市皇子が天皇より先に建設予定地を確認し、実務的に問題がないかあらかじめ調査したということではないかと思ひます。Cは持統天皇の最高責任者としての視察でしょう。

Dでは、その次の年に持統天皇が使いの者を遣つて新益京を祭り鎮めます。都の造成着工を始めるためのいわゆる地鎮祭でしょうか。

Eでは、明けて正月に天皇が新益京の路を觀覽します。大通りができたのでしょうか。

Fでは、藤原宮の地を祭り鎮めます。Dでは新益京、つまり都の地鎮祭であったのに対して、Fでは藤原宮殿を建てる土地の地鎮祭を行ったということでしょう。新益京、すなわち藤原京の街路がおおむね整備され、藤原宮の敷地が物理的に確定したのだらうと思ひれます。

Gでは、翌月に、天皇が藤原宮の地の整備状況を觀覽し、Hでは、その約1年後に藤原宮の地に行幸^{ぎようこう}されます。この1年後の行幸も藤原宮の建設の進捗状況の確認でしょう。

Iでは、その5ヶ月後の正月に藤原宮に行幸し、即日、宮（飛鳥淨御原宮）に還^{かへ}ります。「還宮」は通常「宮へ還る」という意味ですが、ここでは、藤原宮の地と記載されるのではなく藤原宮とありますから、藤原宮の建物に行幸したということになります。建物がほぼ完成したということになります。

Jでは、藤原宮に遷居されます。つまり、住まいを藤原宮にしたということになります。

以上を簡潔に言えば、持統四年十月に藤原宮が造られる土地を確認し、その1年後の持統五年十月に新益京の造成に着工し、その後、基本街路ができ、宮の敷地が明確になったので、持統六年五月に宮殿建築の地鎮祭を行い、新益京に着工してから三年後、藤原宮の着工から二年半後の持統八年十二月に遷居したということになります。

以上のように順番に記事を理解すれば、これらの記述は的確であるように思ひます。

667～672年の近江大津宮、672～694年の飛鳥淨御原宮には、周囲に条坊制の街路の跡はないとされ、都の存在は疑問視されています。つまり、藤原京以前には、宮の周りに役人などが住むための街区は整備されておらず、藤原京が初の都であったのではないかと思ひられます。ということから、書記では、その名称を、新たに益した都、すなわち新たに増した都ということ、新益京と記述したのだと思ひられます。その後、近代になって、都ができた場所の地名が藤原ということから、藤原京と名付けられ、これが通称になったというわけです。

現在は、この模型より、新益京はもっと大きかったことを示す遺構が発見されています。考古学の発掘調査を基にした新しい藤原京の復元案は、5キロメートル四方以上の大きさになり、大和三山がその区域に入ってしまうことになります。いわゆる大藤原京です。

初めて造つた都が平城京や平安京よりも大きい都であったことになります。



藤原京復元模型（橿原市藤原京資料室）

これほどの大きさの都が、いちばん最初に造られた都であるとは、私には、にわかに信じられません。完成は遷都後10年を経過した704年（慶雲元年）とされます。長い時間をかけ

て整備した割には、整備完了した6年後の710年(和銅三年)に平城京に遷都してしまうことになります。となると、新益京は、新しく造られた都ではなく、その名の通り新たに京城を拡張した都であって、もともとあった街区などを延長するなどして整備したのではないかと想像してしまうのです。



藤原宮内裏跡から畝傍山を見る

上の写真の左端には、藤原宮内裏の基礎が復元された赤い杭が写っています。この藤原宮の内裏跡から、南西方向を眺めると、畝傍山の全景が見えます。大藤原京では、この畝傍山も京の範囲の中に含まれることになります。

奈良の時代にも畝傍山の姿は藤原宮から、よく見えたことでしょう。当時の天皇が内裏から眺めた風景を今も変わらない姿で眺めているのだと思うと、感慨深いものがありました。

持統四年十一月條の奉勅の解釈

(追加)

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

「東海の古代」130号(平成23年6月)で、持統四年十一月條の

甲申 奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆

の解釈について、通説では

甲申に、勅を受けて、初めて元嘉曆と儀鳳曆とを施行した。

(日本古典文学全集『日本書紀』3¹, 511頁)

としているが、

甲申(十一日)、勅を奉けて、元嘉曆とともに儀鳳曆を行い始めた。

と解釈すべきと報告した。

この解釈に、さらに付け加える内容が判明したので報告する。

2 正朔を奉じる

「正朔を奉じる」という語句ある。この意味について、『大漢和辞典』²では

【奉=正朔】184 ^{セイサク} ^{ホウズ} 臣民となること。中國で帝王が新に國を建てれば、新曆を天下に發布し、民をして皆之を奉ぜしめたからいふ。

(『大漢和辞典』巻六、666頁)

としている。また、平勢隆郎は『史記二二〇〇年の虚実』³で

「正朔」を奉じる

曆というと、一年を通して季節の流れをつかむための基準と答える人も多からう。それが古今を通じた真理の一面であることは疑いないところであり、そのような回答が用意されるのは、いわば当然のことである。

ところが、中国においては、いつしか(これが本書の主題にも関わるのだが)曆に特別の意味が付与されるにいたった。曆は正統の証^{あかし}となった。だから、ある権力者に服従すると、その曆を強制されることとなる。

この曆の性格を端的にあらわす言葉に「正朔」がある。「正」とは「正月」、「朔」とは「ついたち」のことである。この「正朔」が正統の証と密接に関わる。それは曆が異なると「正朔」すなわち正月一日

*1 日本古典文学全集『日本書紀』3:校注・訳者 小島憲之始5名、小学館、1998年6月。

*2 『大漢和辞典』巻六:諸橋徹次緒、大修館書店、昭和32年12月。

*3 平勢隆郎著『史記二二〇〇年の虚実—年代矛盾の謎と隠された正統幹—』:、講談社、2001年1月。

(元旦)が意味する日付も違ってくるからである。暦は計算によって作られる。正月一日の天^{てんしやう}象がもとにもどるまでの周期も計算されている。三〇日の月と二九日の月の順番もその計算によって定まる(最初は順番をパターン化しただけの原始的なものだった)。その暦の起点が異なると、三〇日の月と二九日の月の配列が違ってくる。だから一つの「正朔」を正統とみなすと、他の「正朔」は正統ではないということになる。ある権力者に服従してその「正朔を奉じる」と、それまで使っていた「正朔」は正統ではありませんでした、と悔い改めることになるわけである。だから、「正朔を奉じる」ことが服従の証になる。

(『史記二二〇〇年の虚実』10・11頁)

と述べている。

このことから、暦を輸入して用いる事は重大な意味がある事が分かる。

3 元嘉暦

元嘉暦は、『宋書』文帝紀^{*1}で

(元嘉)二十二年春正月辛卯朔、改用御史中丞何承天元嘉新暦。

(中華書局版二十四史『宋書』93頁)

と記述されており、元嘉22年(445年)から用いられた。

また、倭国と宋との関係は表「宋書」おける倭国関係記事」のとおりで、頻りに朝貢し宋の官位を得ており、「正朔を奉じる」の意味から、倭国は元嘉暦を使用していたと推定できる。

『日本書紀』でも、雄略紀(又は、安康紀)から持統紀までは元嘉暦を用いて記述されていることが傍証となると思われる。

『日本書紀』における暦記事(除く、持統4年11月条。)は次のとおりである。

①欽明天皇十四(553)年六月條

六月 遣内臣^開使於百濟 仍賜良馬二匹・同船二隻・弓五十張・箭五十具

勅云 所請軍者 随王所須

別勅 醫博士・易博士・曆博士等 宜依番上下 今上件色人 正當相代年月 宜付還使相代 又ト書・曆本・種々藥物 可付送

(日本古典文学大系『日本書紀』下、105頁)

②欽明天皇十五(554)年二月條

二月 百濟遣下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等 乞救兵 仍貢德率東城子莫古 代前番奈率東城子言 五經博士王柳貴 代固德馬丁安 僧曇慧等九人 代僧道深等七人

別奉勅 貢易博士施德王道良・曆博士固德王保孫・医博士奈率王有陀・採藥師施德潘量豊・固德丁有陀・樂人施德三斤・季德己麻次・季德進奴・对德進陀 皆依請代之

(日本古典文学大系『日本書紀』下、109頁)

③推古天皇十(602)年十月條

冬十月 百濟僧觀勒來之 仍貢曆本及天文地理書 并遁甲方術之書也

是時 選書生三四人 以俾學習於觀勒矣 陽胡史祖玉陳習曆法 大友村主高聰學天文遁甲山背臣日立學方術 皆學以成業

(日本古典文学大系『日本書紀』下、179頁)

また、百濟においても、

・『宋書』列傳第五十七 夷蛮・百濟国

元嘉二年,太祖詔之曰:「……」其後,每歲遣使奉表,獻方物。

(中華書局版二十四史『宋書』2394頁)

・『隋書』列傳第四十六 東夷・百濟

行宋元嘉曆,以建寅月爲歲首。

(中華書局版二十四史『隋書』1818頁)

より、滅亡まで元嘉暦を用いていたことが判明する。

これにより、倭国は必要に応じて百濟から元嘉暦に関する知識を得たと思われる。

以上の見解は、有坂隆道が『古代史を解く鍵』^{*2}で

前に申しましたように、倭の五王の関係からいえば、元嘉暦を授けられたのは施行後ほど遠から

*1 『宋書』志第三(律曆中):「有司奏:「治曆改憲,經國盛典,爰及漢、魏,屢有變革。良由術無常是,取協當時。方今皇猷載暉,舊域光被,誠應綜覈曷度,以播維新。承天曆術,合可施用。宋二十二年,普用元嘉曆。」詔可。

*2 『古代史を解く鍵』:有坂隆道著、講談社学術文庫、講談社、1999(平成11)年2月。

表

『宋書』における倭国関係記事

西暦	干支	宋		倭国記事	中華書局版頁	日本書紀		
		皇帝	区分			和暦	年	記事
421	辛酉	高祖	列伝	高祖永初二年，詔曰：「倭贊萬里修貢，遠誠宜甄，可賜除授。」	2394	允恭	10	該当記事なし
425	乙丑	太祖	列伝	太祖元嘉二年，贊又遣司馬曹達奉表獻方物。贊死，弟珍立，遣使貢獻。自稱使持節、都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王。表求除正，詔除安東將軍、倭國王。珍又求除正倭隋等十三人平西、征虜、冠軍、輔國將軍號，詔並聽。	2394		14	以下同じ
430	庚午	文帝	帝紀	(元嘉) 七年春正月癸巳，以吐谷渾慕容瓚為征西將軍、沙州刺史。是月，倭國王遣使獻方物。	78		19	
438	戊寅		帝紀	(元嘉十五年) 夏四月甲辰，燕王弘遣使獻方物。立皇太子妃殷氏，賜王公以下各有差。己巳，以倭國王珍為安東將軍。是歲，武都王、河南國、高麗國、倭國、扶南國、林邑國並遣使獻方物。	85		27	
443	癸未		帝紀	(元嘉二十年) 是歲，河西國、高麗國、百濟國、倭國並遣使獻方物。	91		32	
			列伝	(元嘉) 二十年，倭國王濟遣使奉獻。復以為安東將軍、倭國王。	100			
445	乙酉		帝紀	(元嘉) 二十二年春正月辛卯朔，改用御史中丞何承天 元嘉新曆 。	93		34	
451	辛卯	帝紀	(元嘉二十八年) 秋七月甲辰，安東將軍倭王倭濟龜虎安東大將軍。	100		40		
		列伝	(元嘉) 二十八年，加使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事，安東將軍如故。並除所上二十三人軍、郡。濟死，世子興遣使貢獻。	2395				
454	甲午	孝武	—	(孝建元年)	—	安康	1	
460	庚子		帝紀	(大明四年) 十二月丁未，倭國遣使獻方物。	126	雄略	4	
462	壬寅		帝紀	(大明六年三月) 壬寅，以倭國王世子興為安東將軍。	129		6	
			列伝	世祖大明六年，詔曰：「倭王世子興，奕世載忠，作藩外海，稟化寧境，恭修貢職。新羅邊業，宜授爵號，可安東將軍、倭國王。」興死，弟武立，自稱使持節、都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事、安東大將軍、倭國王。	2395			
477	丁巳	順帝	帝紀	(昇明元年) 冬十一月己酉，倭國遣使獻方物。	195		21	
478	戊午		帝紀	(昇明二年) 五月戊午，倭國王武遣使獻方物，以武為安東大將軍。	197		22	
			列伝	順帝升明二年，遣使上表曰：「封國偏遠，作藩於外，自昔祖禰，躬擐甲冑，跋涉山川，不遑寧處。東征毛人五十五國，西服衆夷六十六國，渡平海北九十五國，王道融泰，廓土遐畿，……；無替前功。竊自假開府儀司三司，其餘職各假授，以勸忠節。」詔除武使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭王。	2395			

※ 列傳：『宋書』卷九十七 列傳第五十七 夷蛮・倭国。
中華書局版頁：中華書局版二十四史『宋書』での記載頁。

ぬ元嘉

二十八年(四五―)の遣使の際ではないかと思われ
れます。『書紀』でいえば允恭四十年ですが、要す
るに允恭末年か安康初年には伝わったはずで
す。

『書紀』編者がそこまで実際に考慮したとはちよ
っと考えられませんが、少なくとも中国における元
嘉暦の施行年は考慮して『書紀』にも適用したと考
えるのが穏当だと思っております。

(講談社学術文庫『古代史を解く鍵』48・49頁)

と同様な見解を述べている。

4 まとめ

倭国は白村江の戦いで敗北したため、近畿天
皇家が事実上の権力者になった。このような状
況で、持統天皇は、倭国が用いていた元嘉暦を
儀鳳暦に改暦しようとしたが、元嘉暦を完全に
廃止するまでの権力を有していなかったので、
「元嘉暦と共に儀鳳暦を用い始めた。」と、併
用せざるを得なかったと思われる。これが正し
い解釈だと思う。

なお、持統3年(689年)に、唐の武則皇
后は周正^{*1}を施行した。それ故、持統紀におい
て武則皇后周正の適用の有無を検討する必要が
あると思われる。

10月例会報告

○ 神無月

瀬戸市 林 伸禧

10月は神無月と云われるが、

① なぜ、神々の参集が10月なのか。

② 神々が参集する理由は何か。

との素朴な疑問が生じたので、検討した。

①について

- ・現在でも、長崎県五島・志賀海神社・阿麻・留神社等が10月に
出雲に参集する祭礼(神待ち、神待祭)が存在する。
- ・中国では、秦から漢初期の時代には、現在の

10月を歳首(正月)としていた。それ故、
10月が意味する月であることが理解出来る。

②について

- ・『通典』によれば、漢高祖七年(紀元前200年)に
から歳首(正月)に朝賀が始まったとしている。すな
わち、現在の10月に朝賀を行っていたのである。
- ・倭国は、漢に「歳時ごとに来て貢物を献じ謁見す
る。」(『漢書』地理志)としていたことから、唐が
歳首(10月)に祝賀を行っていたことは承知してい
たと思われる。

それ故、出雲王朝が実在したと考えれば、
出雲王朝でも漢の朝賀に準じた儀式を行って
いたと思われる。

ゆえに、出雲には各地方の豪族が歳首(年
始)に参集したのが、後代に儀式として出雲
以外の神社には「神待ち、神待祭」となった
ものと理解できる。

ここで新たな疑問が生じる。

出雲王朝は、天照大神系に権力を奪取された
のに、なぜ朝賀の儀式が現在まで続いたのか疑
問が生じる。これについては、

- ・権力の移行は禅譲である。
- ・出雲王朝は、権力が奪取されても中国春秋時
代の周王朝と同様に尊重された。
- ・歳首が正月になり、10月は意味のない月と
なった。

等から、10月に参集する事は許容され、祭礼
となったと思われると、述べた。

そして、天照大神の天孫降臨は、九州北部の
稲作地帯を出雲王朝から奪取ではないかと述べ
た。

○ 推古天皇の謎

知多郡阿久比町 竹内 強

『古事記』の最後の天皇が「推古」でありそ
の内容はきわめて簡素である。在位期間が三十
七年であること、どこに陵を造ったか。それだ
けです。

そこには、『日本書紀』に摂政として登場す

*1 武則皇后の周正：2^か月繰上げし、名称は11月を正月(歳首)、12月を臘月、1~10月はそのままとした。

る「厩戸豊聰耳皇子」聖徳太子の名前すら出てきません。ましてや、遣隋使や小野妹子も登場しません。三十七年という年月から考えると何か書かれてもいいような気がします。

同じことがその前の代の天皇、「崇峻」についてもいえます。蘇我馬子によって暗殺されたことが書記では書かれているが、『古事記』には何故崩御したのか何も触れていません。一国の王が変死したにもかかわらず、これを書かないのはおかしいのではないか。

そこで、『古事記』の記事を少し前にさかのぼって見てみるとおかしな箇所を見つけた。

「欽明天皇」の最後の部分

この中に、「沼名倉太玉敷命」（敏達天皇）は、天の下治らしめしき。次に「橘の豊日命」（用明天皇）天の下治らしめしき。次に「豊御気炊屋比賣命」（推古天皇）、天の下治らしめしき。次に「長谷部の若雀」（崇峻天皇）、天の下治らしめしき。併せて四王、天の下治らしめしき。

（日本古典文学大系『古事記 祝詞』341頁）

ここでは、崇峻と推古の順番が逆転している。更に『日本書紀』の欽明天皇の記事では、皇子・皇女を並べた後、一書曰くとして

帝王本紀に、多に古き字ども有りて、選集むる人、屢遷り易はることを経たり。後人習ひ読むとき、意を以て刊り改む。傳へ寫すこと既に多にして、遂に舛雜を致す。前後次を失ひて、兄弟参差なり。今則ち古今を考へ覈りて、其の真正に歸す。一往識り難きをば、且く一つに依りて撰びて、其の異なることを註詳す。他も皆此に效へ。

（日本古典文学大系『日本書紀』下、68頁）

これまでの本には、天皇皇子が入り乱れて書かれている。そこで、この本で整理し正しく書き改めるこれからは、これに従えというのです。まさに『古事記』の記述を指している。

『古事記』、『日本書紀』の書かれる百年、百五十年前の天皇の名前や順序も混乱していた。こんなことは考えられない。であるならその記述内容が真実などとは考えられない。

推古時代の隋との交流記事も、「九州王朝の史書」あるいは隋の資料に基づいて『日本書紀』編者の創作の可能性が極めて高い。

以上の事を述べた。

○古賀達也著「九州王朝鎮魂の寺—法隆寺天平八年二月二十二日法会の真実—」

名古屋市 佐藤章司

『古代に真実を求めて』15集に掲載されている古賀達也氏の論考を紹介し、佐藤の見解を述べた。

1、要旨

九州から発生した伝染病（天然痘）、大地震、流星群の出現、などからからの脅威のため、宮中や平城京内の寺において法会が行われたがその効果も無く、舎人親王・新田部親王の死があり、これは滅ぼされた九州王朝の崇りではないかと恐れ慄いた。

天平八年（736年）二月二十二日、九州王朝の天子多利思北孤の命日（聖徳太子ではない。）を選んで移築した法隆寺に多量の施入と法会が行われた。すなわち滅ぼした九州王朝を鎮魂するためである。

これが「法隆寺は九州王朝鎮魂の寺」の主論点である。

2、主論点の疑問と佐藤の見解

しかし、その効果はなく、崇りは収まらなかった。翌年、政権中枢にいた藤原房前等などの政権の中枢が次々と死亡する。そのために法隆寺東院の夢殿を新たに造り、救世観音を「背面の空洞と頭に打ち付けた光背」によって怨霊封じ込めの施術を行い秘仏とした。（梅原猛著『隠された十字架』の見解に納得出来る旨を述べた。ただし、聖徳太子の怨霊ではなく多利思北孤の怨霊封じ込めである。）

3、参加者の意見

①九州からの移築は無理だ。

②釈迦三尊の仏像は九州から齎されたであろうが、伽藍は本尊と切り離しても良いではないか

等の意見が出された。

○七支刀と「こうやの宮」の人形の考察

その5

名古屋市 石田敬一

栗原朋信氏が『上代日本対外関係の研究』（1978年、吉川弘文館）において、『世説新語』

の注にある『^{シンヨウシュウ}晋陽秋』の「泰和」、および『初学記』の注にある「晋起居注」の「泰和」、さらに『隋書』の「晋起居注」の標題にある「泰和」の3点を根拠に、東晋の年号「太和」は、実は「泰和」と記述されていたと主張されている。

しかし、いずれも単に「太和」を「泰和」に換えて記述した例があるということだけで、それらの例外のほかは全て「太和」が使われており、「泰和」が正式な年号であるとの証拠ではありえないことを示した。そして、栗原氏が示した事例は、七支刀の年号を「太和」とする根拠にはならないと断じた。

あらためて、七支刀に陰刻された年号は「泰」で始まる「泰始」の可能性が高いと主張した。

○ 天皇の称号（1）—古代史党書帳—

瀬戸市 林 伸禧

張莉氏は、「『倭』『倭人』について」（『立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所紀要』第7号、2013年7月）の注で、天皇の称号について次のように述べている。

唐の高宗の上元元年(六七四年)に、君主の称号を「皇帝」から「天皇」に替えたことが『旧唐書』巻五高宗下に書かれている。日本の天皇号は、この一連の史実の頃に成立したものである。

（『紀要』第7号、52頁）

中国史書について確認したところ、上元元年（674年、天武3年）秋八月に天皇と称した。そして、垂洪二年（686年、天武15年、朱鳥元年）12月に武則皇后（臨朝称制時）により廃止したと判明した。

また、我国における天皇を称した始まりは、「ウィキペディア」によれば、

「天皇」号が成立したのは7世紀後半、大宝律令で「天皇」号が法制化される直前の天武天皇ないしは持統天皇の時代とするのが通説である。

（検索：「天皇」—称号—称号の由来と歴史）

と、天武天皇（又は、持統天皇）の時代と述べている。

ただ、唐と日本（天武天皇及び持統天皇）との関係はどの様であったか。白村江の戦い以後、

日本（倭国）は唐の影響化に入ったと思われる。すなわち、唐と日本との力関係から、唐が天皇の称号を許容したかは、甚だ疑問である。

ただし、考え得る事は、日本（倭国）の最高権力者の称号である「天皇」を奪って、皇帝と共に名乗ったとも考え得るのでないだろうか？

ただし、考古資料に天智天皇の時代から天皇と名乗ったのではないかと云われているので、検証する予定であると述べた。

11月例会予定

日時：11月24日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

12月例会：12月8日（日）名古屋市市政資料館

1月例会：1月19日（日）

例会は、12月は**第2日曜日**、1月は**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。